

版籍奉還前後の朝鮮政策と 外務省（佐田）調査団の朝鮮派遣

沈 箕 載

【要約】 本稿は、幕府から明治政府への政權交替による朝鮮との国交再調整問題に注目し、版籍奉還を前後にした時期においての明治政府（外務省）・対馬藩（倭館）・朝鮮政府（東萊府）三者間の認識と対応、対朝鮮外交・貿易一元化への動きの一環として計画され、実際に派遣された佐田調査団の全貌（計画から帰国報告まで）、そしてそれが以後の対朝鮮外交政策の樹立に与えた影響について検討したものである。これらの点を明らかにすることは、明治初期における日本の朝鮮政策の原型を理解する上で役に立つだろう。

史料 七九巻六号 一九九六年一月

はじめに

明治初期の日朝関係は明治政府・対馬藩・朝鮮政府にとって一つの転機を迎えようとしていた。その顕著なあらわれは、第一に、幕府から明治政府への政權交代による朝鮮との国交再調整問題であり、第二は、第一の点とも関連して、「王政復古」の朝鮮への通報問題をめぐる朝鮮政府・対馬藩および対朝鮮外交・貿易一元化をめぐって明治政府・対馬藩の間に各々深い不信と対立の兆候が現れてきたことである。かかる状況の下で、明治政府（外務省）や対馬藩（倭館）や朝鮮政府（東萊府）三者は、いかなる認識を持って、どのように日朝両国関係を進めていこうと考えていたであろうか。

ところで、明治初年における日朝関係の研究は、戦前の田保橋潔氏の実証的研究業績に依拠して、近年に至り、日朝外

交体制「一元化」の国内的過程を近世史側から問題にした荒野泰典氏の研究、および主に日本国内政治の動きを軸とした朝鮮政策論(特に木戸孝允の朝鮮政策論の変化に重点をおく)を近代史側から展開した高橋秀直氏の研究によって実態・構造の両面で一層の進展を見せてはいる。^①しかしながら、これらの研究では、日本国内の問題だけに研究対象を絞ってしまったために、三者間の認識と対応の全体像の把握には及んでいないという印象を拭い切れない。さらに、明治二年における外務省調査団(以下、佐田調査団と呼ぶ)の朝鮮派遣に関する全貌についても疎かにされている。だからこそ、これを総体的に把握することは、いまだに大きな課題として残されているのが現状であり、そのためにはなお実態・構造両面からの一層の研究の積み重ねが引き続き必要であると考えられる。

そこで本稿では、右の認識の下に、その具体的作業の一つとして対象を主として佐田調査団の朝鮮派遣の全容の解明にあてて、Ⅰ章では、佐田調査団の朝鮮派遣の背景として、版籍奉還前後の明治政府(外務省)・対馬藩(倭館)・朝鮮政府(東萊府)の三者が互いにかなる認識を持って、どのように対応したかを簡略的に検討する(紙幅上)。Ⅱ章では、Ⅰ章の点とも関連して、対朝外交・貿易一元化への動きの一環として計画された佐田調査団の朝鮮派遣の全過程を具体的に考察し、さらにその過程の中で行われた機構の新設についても検討する。そしてそれが以後の対朝鮮外交政策に与えた影響についても考えることを、課題にしたい。

① この時期に関連する研究としては、田保橋潔『近代日鮮関係の研究』上(朝鮮総督府中樞院、一九四〇年)文化資料調査会、一九六三年復刻、荒野泰典『明治維新期の日朝外交体制一元化問題』、『近世日本と東アジア』に所収、東京大学出版会、一九八八年、高橋秀直『維新政府の朝鮮政策と木戸孝允』、『人文論集』第二六巻第一・二号、一

九九〇年)、その他に毛利敏彦『明治初期外交の朝鮮観』、『国際政治』五一号、一九七四年、同氏『明治六年政変の研究』に所収、有斐閣、一九七八年、上野隆生『幕末・維新期の朝鮮政策と対馬藩』、『年報近代日本研究』7 日本外交の危機認識』(山川出版社、一九八五年)などがある。

I 佐田調査団派遣の背景

(1) 版籍奉還前の朝鮮政策の展開

版籍奉還前における明治政府と対馬藩の関係は、きわめて対照的な面を帯びていた。即ち、対馬藩側は、幕末期に続いて藩士大島友之允を対政府交渉担当にあて、明治元年二月から外国掛への朝鮮問題の陳情、藩主への新政府の役職付与などを、木戸孝允を通して政府要路に根回しするなど、積極的な動きを見せはじめていた^①。そのためか、同年三月二三日政府より「家役」による「王政復古」の通告と「外国事務補」という異例の任官が認められた^②。対馬藩側はそれに止まらず閏四月から六月まで数えきれないほどの上申を行なった^③。かかる対馬藩の上申のなかで共通してみられるのは、近世の日朝関係を、朝鮮に対し「藩臣ノ礼」をとるに近い「対州私交ノ弊例」だったと完全に否定したうえで、朝鮮への優越・蔑視意識をもとに、「皇国日本」の權威を損なう「宗家私交」の謬例の改革と欧米列強に先立っての朝鮮進出を強く打ち出した点である^④。さらにそのための財政補助を求め、明治二年九月一八日政府から追って要求が認められたのである^⑤。ちなみに、対馬藩の主張する対朝外交・貿易担当要求「家役」は、至極藩利藩略的な面を帯びたものの、それは無限定のものではなく「万国公法」に基づく正式の日朝和親通商条約締結までという限定的なものであった点に注目したい^⑥。

さて、このように積極的に対応してくる対馬藩に対し明治政府は、やや受動的な態度を採っていた。それは、対朝鮮外交に対する根本的な関心の低さを意味するのではなく、欧米外交とは違う朝鮮外交の特殊性の存在（知識と経験の不足）、国内未統一下での諸制度の不充分さなど、現実的な問題に大きな制約を受けていたからである^⑦。他方、朝鮮への蔑視・優越意識を煽りながら全面的な日朝通交改革を叫んでくる対馬藩の対応に対し、国威発揚及び清皇帝と日本の天皇との均衡上、朝鮮国王の格下げは不可避であるとする点で対馬藩と共通の認識を有したうえ、一方的な国書改変などに踏み切るくらい

の原則的な態度も同時に所持していた。^⑧

一方、「王政復古」の通報を「家役」によって行なうよう命じられた対馬藩は、重責上、先問使（川本九左衛門）・大修使（樋口鉄四郎）、そして彼らを指揮督促する目的で大島友之允を次々に派遣し、先問書契交渉、同書契の棚上げの代わりに大差書契の受理及び「茶礼儀（倭館館司下船宴）」要求、訓導（東萊府の倭館担当役人）を抑留する事件を起こすなど、「穏強」の措置を駆使してまで藩の死活をかけて取り組んだが朝鮮側の態度は今一つだった。他方朝鮮側は、朝日両国間を仲介する対馬藩の本来の責務が、書契往復上において格式にもとる点を除去することにあるにもかかわらず、わざと格外の文字・号称・新印等を持ち込むのは交隣の軌をはずれる筋違いとして対馬藩側を厳しく咎め、交渉遅延・物資中断策で対応しようとした。^⑩ こうした朝鮮側の対応の背景としては、まず、朝鮮開国当初から中国に対する「事大」、日本に対する「交隣」という、いわば事大交隣体制を外交方針として固守し続けてきた朝鮮側にとり、書契への「皇」・「勅」などの使用は、朝鮮側を臣属視するかもしれないという警戒論と共に、それにより伝統的外交観念の修正を齎らすかもしれないという外交的名分論上の危機感が働いていたことがあげられるだろう。と同時に、幕末期においての八戸順叔の征韓説、幕府使節朝鮮派遣通告につづき、今度の書契一件に至るまで、朝日通交改革を試みてる日本側に対する不信感が増幅していたことも無視できない。しかし、双方の実務者レベルでは交渉方針上の対立を剥出しにしながらも、倭館側はまず書契を受理してくれば後に書契を改撰する用意があるということを提起したり、^⑪ 他方東萊府側は旧幕府の將軍に代わる「大臣相当ノ官」との交際を披瀝したりするなど、それぞれ対馬藩と中央政府の方針に大きく規制されつつも、言ってみれば、水面下ではある程度妥協の余地は残していた。特にこの際の対馬藩の書契改撰云々は、明治三年四月段階においての対朝鮮交渉戦略転換（先大修使書契改撰、後政府等対論）につながるきっかけになったと思う。

(2) 版籍奉還後の朝鮮政策の展開

戊辰戦争の終決による国内の統一と版籍奉還による中央集権化への進展をバネにして、明治政府（外務省）は版籍奉還前の受動的な対応から離れ、徐々に積極的な動きを見せはじめた。^④即ち、明治二年五月一三日、宗対馬守公用人への指示を機に、将来日朝修好・通商条約の締結を見越しながら、外務省主導下の対朝鮮外交・貿易政策を推進しようとする意思を表明したのである。これに対し、敵原藩（旧対馬藩）側は、敵・朝交渉停頓の責任が、ひたすら清国を気遣いするうえ日本への臣属を恐れている朝鮮側にあることを改めて強調しながら、他方、敵原藩の対朝鮮交渉による通信使の来日、その後の「皇使」の朝鮮派遣、朝鮮側の不応・拒否すれば武力行使という、幕末期以来の藩なりの対朝鮮外交プラン（二段階交渉戦略論）で頻りに新政府に食い込もうとした。^⑤

こうした敵原藩の思惑とは裏腹に、外務省は九月二五日、「宗家私交」による対朝外交・貿易の歪みと私利私欲のための無限定の「家役」への拘り（敵・朝交渉の停頓に対する責任追及も込められていた）と、朝鮮側の「二元外交」政策（敵原藩を挟んでの対日外交）を厳しく批判している。^⑥その背後には、欧米列強からの詰問による「皇国日本」の体面損傷の憂慮と、欧米列強より先んじて朝鮮進出の足場を設けなければならないという焦燥感、といった二重構造の認識が内在していた。そこで、外務省は武力を伴う「皇使」派遣論を常に前提におきながらも、しかし「宗家私交」の廃止による敵原藩の動搖・反発と莫大な財政補助の支出などにより齟齬されるかもしれない対朝外交・貿易一元化の蹉跌の可能性を考慮して、まず外務官員を敵原・朝鮮に派遣し状況を把握した後、「宗家私交」の廃止可否を決定（外務省調査団の帰国報告に基づく対朝外交政策決定までの「家役」廃止の棚上げ論）し、武力を伴う「皇使」派遣の時期を決めたいという、対朝外交においての二段階交渉戦略論を打ち出している。

このように、外務省と敵原藩との間には、対朝鮮外交をめぐる認識と対応（交渉方針）両面での食違いがあったのである。

かかる両者の対立に火をつけたのが、太政官の不透明な政策決定と指示の拙速さであった。つまり、一連の外務省の上申を読み誤った太政官は、(一〇月七日から一四日までの間) 敵原藩に対して即時「家役」廃止に等しい命令を下すことにより敵原藩の反発を呼び起こしたわけである。そのため敵原藩は一方では木戸を通して政府要路への嘆願を行いつつ、他方、明治元年早々から打ち出していた敵原藩ならではの実務交渉上の諸問題点と朝鮮側の因循をたてにして、あくまでも敵原藩式の対朝外交戦略をもって交渉すべきだと反発した^⑭。これに対し、同月二三日外務省は、明治元年、敵原藩への「家役」の認定は、国内不統一の間、新政府の政体はまだ確立されなかった状況下でも、外国事務は片時も放置するわけにはいかないから、暫らく敵原藩に朝鮮事務を委任したことにすぎないと反駁したうえで、かねてから敵原藩の拘りである「通信使」の来日と宗知藩事の渡韓は不必要であると力説している^⑮。結局、太政官の曖昧な決定により、外務省と敵原藩両間の基本的な対立の火種は残したまま、日朝交渉は外務省の管轄の下に敵原藩が推進することになった一方、他方では外務省は敵原藩の協調を得つつ、後日の「皇使」派遣及び条約締結のための対馬・朝鮮状況の把握(基礎調査)と書契の返書を求めるため、外務省(佐田)調査団を構成して渡韓させることにした。それは次章で詳しく述べることにしよう。

① 『木戸孝允遺文集』、四一～四四頁(東京大学出版会、一九八二年復刻)。本稿では、版籍奉還までを対馬藩、版籍奉還後を敵原藩と表記する。

② 『事務』二、『朝鮮事務書』巻之二、釜山市立市民図書館及び外務省外交史料館(外務省記録文書番号1・2・3-13)所蔵、『朝鮮事務書』は以下『事務』と略称す。『外交』一の二四五・二四六(『日本外交文書』は、以下『外交』と略称す)。

③ 『事務』二、『外交』一の二八八、『外交』二の三三〇の附記一、『同』二の三三〇の附記二附属書、『同』二の三三〇の附記三・四・五・六・七・八・一〇、『同』二の三三〇の注九・一一。

④ 『事務』二、『外交』一の二八八・『同』一の二八八附属書一、『同』

附属書二の「両国交際ノ節目」では従来の日朝通交の大略を述べている。

⑤ 『事務』二、『外交』一の四三五、『同』二の三三〇の附記一「評議書一、『明治元年日韓尋交ノ為宗対馬守ヨリ朝鮮国礼曹ニ贈ルノ書』(外務省外交史料館、外務省記録文書番号1・1・2・3-1、以下『日韓』と略称す)。

⑥ 『事務』二、『外交』二の三三〇の附記三。明治元年五月一七日大島は、大阪外国官の中井弘蔵に、遅延されている公貿易未了の銅の朝鮮側への売渡しの許可を請う上申書を提出した。その中で、次のような注目すべき意見を述べている。

今般朝鮮国御交際御一新ノ御沙汰ニ付、通商交易ノ儀於朝廷御取

行彼為在臣對馬守ヨリ建議ノ趣モ有之、廟謨御一定ノ上ハ追々御施行ニ相成候儀ト奉存候、然ル処此度御交際ノ節目御講明万般御法則被相定候ハ三五月ヲ以可弁儀ニ無之様相考……朝廷通商交易條約御取結ニ至候迄ハ、是迄ノ振合ヲ以對州家ニ於テ交易取計朝鮮國々用不差支様仕度奉存候……（以下略）……

すなわち、朝鮮交際に関する細部にわたる方針が短期間の内に設けられることは難しいから、政府による「通商交易条約御取結」にいたるまでは「是迄ノ振合ヲ以」を取り計らいたい、というものである。

ここでは、對馬藩が後日「万国公法」に則った政府による通商交易条約の締結を見込んだうえ、まずその条約締結実現にいたるまでは對馬藩による時限的通商交易の許可を要請していることが窺える。表向きは、朝鮮交際に関する基本方針が設けられるまでの兩國交易の空白を回避することを理由にしているが、以上のような要請を行った背景には、ある程度維持されている對朝鮮貿易にたよるざるを得ない對馬藩の経済窮乏があり、さらに新政府からの財政援助が何時かつ十分に出来るかどうかということにたいする不安もあるという、そうした現状を見逃せなかつた。

⑦ 『事務』二、『外交』一の一四五・一四六、『日韓』。

⑧ 川本達『日鮮通交史』附釜山史古代記、六五一頁（釜山甲寅會、一九一五年）、はじめに注④田保橋著書、一四四頁。

⑨ かかる對馬藩の交渉方針の変更の背景としてみ考えられるのは、對馬藩（倭館側）にとつて、元々交渉が難航することは十分予想したものの、えてして長引きかねない交渉を一挙に打開しなければ、本来の使命を達成し兼ねるという不安（それは大修使さらには藩主の責任問題にまで発展する恐れ）が内在していたことである。言い換えれば新政府から「家役」と追つて財政補助を認められていた對馬藩としては、今度の交渉次第で藩の死活が左右されかねないことは十分承知の

上だったし、それに応じなければならない重い責務を背負っており、少なくとも交渉妥結のための最大限の努力を尽くしたという、交渉過程上の痕跡を残す狙いもあったと思われる。

⑩ 『事務』三、『韓國往復概要書』（釜山市民図書館所蔵、以下『韓國』と略称す）、はじめに注④田保橋著書、一五二・一七〇頁。

⑪ 幕末期における幕府の朝鮮政策の展開については、拙稿「幕末期の幕府の朝鮮政策と機構の變化」（『史料』第七十七卷第二号、一九九四年）を参照。

⑫ 『事務』三、『韓國』。明治二年三月三日、番館守と川本先問使は安訓導を館守邸に呼び寄せ、「貴國ノ延議条理有之候ハ、書契改撰ノ義ヲモ施力可致」とちからつかせていた。

⑬ 『事務』三、『韓國』。三月九日から同月一四日まで六日間不法拘置されるなかで、安訓導は倭館側に、「日本兵馬ノ權、拳テ將家ニ委シ、外國交際并管之セシニ、今は廢止シ、天皇交隣ヲ親裁スト、是牽強附会ナルヘシ、東武エ委任スルノ時ト雖、固リ邦内ノ処置ハ天皇関ルヘシ、而シテ外國ノ交際ノミ、何ソ天皇ノ指揮ヲ不奉ノ理アラシヤ、然ル時ハ天皇ノ指揮ニ出ル事ハ古今一般ナレハ、今新ニ関白ヲ廢止シ一新スト雖、大臣相當ノ官ニ任シ、交際ノ職ヲ置カハ、豈不然ノ理アラシヤ」として、朝鮮側としては將軍にかわる政府高官級の者の朝鮮問題取扱いを望んでいることを洩らしていた。

⑭ 『事務』三、『外交』二の二二一。

⑮ 『事務』三、『外交』二の三二〇。大島は明治二年三月一日朝鮮から帰藩した後、六月中朝鮮國情を調査した書冊「草葉紀聞」（散逸）とともに帰國報告も兼ねての上申書を外國官に提出している。

⑯ 『事務』三、『始末』一（『朝鮮交際始末』第一卷、外務省外交史料館、外務省記録文書番号1・1・2・3・22、以下「始末」と略称す）、『外交』二の四八八、『明治二年日韓尋交ノ為森山茂 佐田白茅一行

渡韓一件』（外務省外交史料館、外務省記録文書番号1・1・2・3
1・2、以下『渡韓』と略称す）。

①『始末』一、『外交』二の四八六。日付ははじめに注①荒野著書、
二八九頁による。

②はじめに注①高橋論文、八九〜九〇頁。敝原藩は政府要路に対する
工作を試みていた。つまり大島は、明治政府の中心指導者の一人であ
る木戸と頻繁に接触を重ね、木戸をして大納言岩倉具視に朝鮮問題を
建議させるなど、太政官の決定を引っ繰り返すのに懸命だった。

③『事務』三、『外交』二の五五八。敝原藩は同藩公用人齊藤佳兵衛
の名で太政官弁官へ抗議の上申書を提出した。

④『事務』三、『外交』二の五五九。

⑤一〇月一四日、太政官は敝原藩に対し、「今般外務省ニ於テ取扱候
朝鮮国ノ儀従前ノ手続モ有之候ニ付、猶同省ヨリ其藩ヘ打合可致旨更
ニ被仰付候間、此段相違候事」と通達し（『事務』三、『始末』一、『外

Ⅱ 佐田調査団の朝鮮派遣

(1) 佐田調査団派遣の計画

ここでは、調査団派遣の計画、構成、任務、（臨時）機構の新設にいたる過程を具体的に考察することにした。

① 調査団派遣の計画

明治二年九月二五日外務省より、情況調査のため、外務官員一兩名の敝原ならびに朝鮮派遣が初めて打ち出された後、
それは一〇月七日太政官より許可された。

交』二の五三九）、同月一五日、外務省に対しても「朝鮮国取扱之儀
従前之手続モ有之候ニ付、猶敝原藩ヘ打合可致旨更ニ被仰付候事」と
通達した（『始末』一、『外交』二の五四三）。要は太政官の前回の命
令（家役廃止）は撤回されたわけである。さらに、太政官弁官は一〇
月二三日以後、敝原藩へ「朝鮮国交際ノ儀ニ付、此程伺ノ趣ハ、追テ
猶御沙汰ノ次第可有之候ヘトモ、差当彼国ヘ差遣置候其藩使者ノ者ノ
儀ハ、引戻候ニテハ可成引合ヲ重ネ、御一新ノ御情実、彼国ヘ相
貫候様可致候、尤外国交際ノ儀ハ、一途ニ不出候テハ不相成候ニ付、
追テ外務省ノ官員彼地ヘ差遣、実境見分爲致候積」であることを通達
する一方（『事務』三、『外交』二の五五九附属書一）、他方一二月一
日には敝原藩公用人に大修使交渉の継続を指示した（『事務』五、
『始末』一、『外交』二の五八七）。このように、外務省と敝原藩の間
で揺れ動く、当時の太政官の政策決定能力の低さがうかがえるのであ
る。

さて、太政官より調査団派遣のお墨付きをえた外務省は一〇月七日以降、派遣準備につき早速省議を開き、次のような事項を確定、それを太政官弁官へ上申した。^②すなわち、①官員の対象と員数は、大録・権大録の内一人、史生三人、附属三人にすること、②諸官員を対州・朝鮮へ派遣、これまでの「宗家交際ノ始末」に關して採用・改革可否を取調べさせておくとともに、朝鮮国「物産貿易」などのことについても吟味させるべきこと、③正式の政府使節（皇使）を派遣するまでは、やはりこれまでの通り「宗家私交」体制のままに差し置き、外務省官員は立合い、「監察ノ心得」をもって勤めさせるべきこと、④「宗家へ御沙汰ノ儀」は、別段に取調べるべきこと、右等のことがしかるべきだとすれば、「朝廷へノ御建言案」などは別段に取調べ伺うことにする、というのである。

これを受けた太政官は一〇月一四日、今般外務省が取り扱う朝鮮のことについて外務省より打ち合せのある場合、協力するよう厳原藩へ指示した。また翌日外務省には従前の手続もあるから厳原藩へ打ち合せするよう指示した。^③ここで注意すべきことは、こうした太政官の決定につき、田保橋氏は「外務省と共管の形式で家役の存続を承認した」と述べている点である。^④が、既述のように太政官の「家役」廃止に等しい拙速な指令は、そもそも外務省の上申案の真意を誤解したことから始まったもので、今度の太政官の指令は勿論厳原藩の反発も考慮した上でのものではあるが、それは外務省の管轄の下に当分の間「家役」の存在を認めたものとみるのが妥当であろう。

こうして外務省は、派遣官員の対象と員数、目的と方針を暫定的に確定した後、文献蒐集・人選・便宜手配・用意金の準備に着手することになった。

② 調査団の構成（文献蒐集・人選・便宜手配・用意金）

まず外務官員派遣の事前準備作業の一環として、外務省は一〇月一五日、静岡藩に対し、以下のような調査事項を命じた。^⑤すなわち、①静岡藩の祖先（徳川家）が朝鮮使節に謁見した回数、年月日、使節の姓名、官爵、彼我礼典のこと、②対

馬易地聘礼の起源、礼典のこと、③慶長役後の講和交渉の時、降伏依頼を意味する朝鮮使節来日の証跡があれば、申し立てるべきこと、④日本より朝鮮へ使節を派遣し、朝鮮国王に面会したことの有無、朝鮮国への「進送物」、使節へ取り遣わした品物ならびに朝鮮国よりの「貢献物」につき、その品柄、員数などを申し立てるべきこと、⑤静岡藩の祖先および朝鮮国王代々の慶弔相互の報告の次第ならびに書簡往復の文格など取調べ申し立てるべきこと、⑥日光山・東照宮廟所へ朝鮮国より納物あるとの由、それはその頃「日本ノ武威」に恭順して納めたとの意味合いか、⑦年々対州へ渡す銅、その外の定額品のこと並びに宗家に米・金を遣わす高のこと、⑧文化年中、林大内記の対州へ出張応接の始末ならびにそれ以前もこのようなことがあったのかどうか取調べるべきこと、などである。そして同月同日外務省は、慶長役後、徳川秀忠、家光の征夷大將軍に奉職中、「日本ノ藩属ノ体」に見える朝鮮国より使節が派遣されてきた際に、藩の始祖および権中納言光国とともに幕府を補佐し朝鮮接待交際の礼典を正したといわれる水戸藩の公用人に対し、その時に「藩属ノ体」をもって接待したなどの諸記録類があれば、早々綿密に取調べ委細書面を差し出すよう指示した。^⑥

こうした朝鮮関係文献の提出命令を受けた静岡藩は公用人杉山秀太郎の他二人の連署で二月一五日、「家紀抄録」三冊、「両国和平条体」一冊、「朝鮮国信書式」一冊、「朝鮮人来朝之記」二冊、「雜抄」一冊、「踐好録」五冊、「朝鮮聘礼式」一冊など、合計一四部の朝鮮関係書籍を外務省へ提出した。^⑦一応、これを接収した外務省は明治三年四月、静岡藩へ、藩所蔵の「彼（朝鮮——筆者注）国王ヨリ其歴代当主ニ宛候書簡ノ本書」を取調べ早々差し出すよう再命令した。^⑧

以上のように、外務省が静岡藩・水戸藩へ、慶長元和年間の和議成立以降、これまでの大綱などをくまなく取調べ書面を提出するようにした理由は、第一に、明治元年早々よりの殿原藩の上申に係わる事項などを他の藩の諸記録と比較検討し、その正否を究明しようとしたこと、第二に、近世日朝外交関係における日本の優越を示すような資料蒐集に重点をおき、まずはそれを調査団の任務に役立てると同時に、今後の対朝鮮外交政策立案にも利用しようとしたことにあると思われる。

さて、先述のように派遣の対象と員数を暫定確定した後、諸藩に朝鮮関係文献提出命令も下した外務省は、一月中旬に至りその人選を行ない、佐田白茅（外務准権大録）・森山茂（外務少録）・斎藤栄（外務准少録）の三人を正派遣員として、その他附属触使二人、都合五人の派遣を正式に決定した。^⑨ こうして一応派遣の人選作業を終えた外務省は一月中旬、神奈川県に對し、佐田調査団の渡韓につき、任務遂行中、当省および朝鮮よりの御用状は神奈川県の蒸氣船便を利用して長崎表へ伝送するよう通報した。また長崎県に對しても、佐田調査団の対州表へ渡航のための蒸氣船の手配、石炭の供給、朝鮮往復御用状の取扱方につき差支えないよう指示した。^⑩ 外務省は一月二三日に至り、大阪府・兵庫県・長崎県に對し、諸藩蒸氣船により渡航するに當って、渡航中、石炭不足で佐田一行より要請のあった場合、即時に周旋するよう指示したうえ、特に長崎県には朝鮮御用につき、「以後御用状往復」などに差支えないよう再指示した。^⑪ さらに外務省は一二月二日、大阪府・兵庫県に對し、「当省ヨリノ御用状往復トモ長崎県ニテ取扱候答ニ付、自然船便ノ都合ニ寄、神奈川長崎両県ノ内ヨリ其御府へ相達候節」は、遅滞なく「送届方」を取り計らうよう再指示した。^⑫ それから佐田調査団が横浜を出発する二日前の同月五日、外務省は神奈川県に對し、明六日東京を出立、横浜より乗り組むつもりであるから、予め旅宿宅軒を選定、然るべき船宿へ引き合わせることに、船中部屋などは当調査団横浜到着後、指示のあることを通牒した。^⑬ このように、諸府県への便宜手配及び往復書簡取扱方の指示は、佐田調査団出発にあたり外務省が相当細心の注意を払っていることを物語っていると思う。

一方調査団派遣に向けて諸用意作業が順調に進んでいく中での一二月二五日以前、佐田白茅・森山茂・斎藤栄は連名で次のように「省中伺」を行なった。^⑭ すなわち、①朝鮮国並びに對州へ御用のため渡航することにつき、「往返船賃」、滞留中の「旅籠料」、「朝鮮貿易筋取調」、「物価ノ低昂」、「貨幣ノ善惡」、「後來貿易ノ手順見込取調」、時宜により朝鮮国の「貨幣」、「買入物」なども行ない、品價の尊卑を試してみたい、②その外、朝鮮「内探向」などについては、不時の失費も少なくないから、旅籠料などをも一同取り束ね、用意金を持っていき、精々省略し、帰府のうへ、仕上勘定を立てるつもり

である、③したがって、金札千五百兩(用意金)・正金千五百兩(朝鮮国滞在中、仕払向等すべて金札通用差支えの出た時の用意金)・洋銀五百弗(長崎表より帰路外国飛脚船賃見積り)などを至急渡すよう要請したのである。

これを受けた外務省では一月二五日、大蔵省に対し、給料及び官禄・用意金調書を添え、明治二年二月より同三年二月までの三ヶ月分の支度料・日当・手当の支給を求めている。^⑤こうした外務省の要求に対し、大蔵省は一月二九日附紙で以下のように回答している。^⑥すなわち、大蔵省は、総用意金の中で、正金・洋銀は外務省の要求した通り渡すことを確認しているが、金札は朝鮮現地での使用不通を理由に難色を示している。

大蔵省の回答を受けた外務省は一月晦日、大蔵省に次のような再照会書を送っている。^⑦すなわち、①要求した用意金の中、楮弊の分は渡し難いとの旨は承知した、②楮弊の儀は、対州は勿論大阪・長崎などでも取調向にてそれぞれ滞在するつもりで、且つ方今、正貨幣は払底の折柄にもあるから、まず楮弊をもって如何様とも臨機の差繰りさせる見込みをもって掛合申置きたい、しかしながら、渡し難いことならば、書面の金高を残らず正貨幣で渡されたい、③式分金の儀は、差支えるのではないかという懸念もあるから、忝分金か、もしくは洋銀にて渡されたい、とにかく出立の日限が迫っているので、早々渡し方の期日回答ありたい、と要請している。

これに対し、大蔵省は二月初旬(朔日より五日の間カ)に、再附紙で、①用意金の儀、正金千五百兩、洋銀五百弗の以外は渡し方取計らい難いから、右にて差繰り取計らわれたい、②忝分金洋銀にての渡し方は出来難い、と再通知している。^⑧こうした大蔵省の返答に対し、外務省は二月六日、大蔵省に「別紙遣訳書」をも添えた再々照会書を送り、「金札、御渡方難相成トノ儀ニ候ハ、時誼ニ寄長崎県又ハ殿原藩へ出張ノモノヨリ、掛合次第立替相渡候様、彼地へノ証書御渡」ありたいと述べたうえ、正金・洋銀・証書とも今日中に渡されるよう要請している。この「別紙遣訳書」で注目を集めるのは、対州並びに朝鮮国滞在中、「諸内探向」として正金千五百兩の中から、その半分に近い六四〇兩が計上されていることである。これに関連して佐田以下二人は、すでに二月朔日より同月五日の間に、「省中伺」を行なう中で、「朝鮮国

滞在中、万一内探向等ノ為謝物差遣候敷、又ハ官員等ヨリ贈物等有之節、答礼品等ニ差支候間、用意金ノ内ヲ以テ八大縞縮緬ノ内、十五六反程モ買上、用意ニ持越」ようにしたいと、その許可を求めている。^③

以上のような、外務省の詳細かつ執拗な要求に、難色を示してきた大蔵省もついに金札を支給することに同意した。そうしてなお外務省は同月六日、佐田白茅外貳人へ附属出張を命じられた当省触使貳人の支度料・日当・手当を、当八月中の陸奥海岸密商取調の御用のため出役命令された際の割合をもつて、渡すよう要請した。^④ これもまた要求通り大蔵省より支出された。

③ 調査団の任務

これより先に、外務省は一月上旬頃、朝鮮出張外務官員の調査事項命令案を作成し、以下のように述べてその許可を太政官に求めた。^⑤ すなわち、

①旧幕府時代の通信使の来日は、「豊臣家進撃ノ武威ニ屈服シ、藩属ノ礼ヲ執来候訳」または「朝鮮ハ國小、日本ハ國大ナル故、朝鮮ヘ一着ヲ輪シ使節差越、我ハ本国ニ坐シテ、其礼ヲ受候儀カ」、その「起源ノ大旨意」と確証を取調べることにともに、対州より朝鮮へ派遣する使者の礼式、朝鮮より対州へ派遣する使者の礼典を取調べるべきこと、

②対州より朝鮮への「出交易」は、朝鮮より「勘合印」を受けることになっていて、これは朝鮮国制度上「入貢」を意味するといふ、これは追って「皇使」を派遣する際に、その「謬例」を正すつもりだが、「往古文明ノ化未開」の対州が甘んじてその制度を受け入れてきたものか、もしくは、最初よりその「謬例」を知っていたにもかかわらず、「朝鮮ヘ接近ノ孤島」だから、「入貢」を礼を取らざるをえず、密かにその礼を用いてきたか、を吟味すべきこと、

③朝鮮政府が清の「正朔」を遵行し、藩属の礼節を守り、何事も清国の特命を受ける様子なのか、又は「正朔」は清国へ使節などを派遣する際、文書往復の間にだけ用いるくらいで、国内一般普通の年号ではないのか。且つ国政も朝鮮国王自裁の力があって、外国と条約を締結するなどの大事の場合も、朝鮮政府自らの意思に従って取り決められるべき国体なのか、を「内探」すべきこと、

④「皇使」を派遣する際、軍艦を「釜山浦草梁項」へ向けて出航させることが順序ではあるが、同所の場合は国都を往復するには遠いのみならず「百事咄嗟」の時には不便だから、首都に近い上、軍艦を入港させることができる良港の有無を吟味すべきこと、

⑤朝鮮国がロシアの毒吻に心酔し、暗々裏にその保護を依頼するとの風説の真意可否と、且つ朝鮮とロシアの間の国境紛争の有無を事実探索すべきこと、

⑥朝鮮国の海軍・陸軍武備の虚実と器械の精粗のこと、

⑦朝鮮国内政の「治否」、国王及び大臣の風聞、果たして敵原藩の大島が提出した「草梁紀聞」の通りか、を取調べるべきこと、

⑧日朝間に自由貿易を開始した場合、日本にとって有望輸出品目と国益になる輸入品目の物品調査、且つ朝鮮国物価の低昂、貨幣の善悪、ならびに今後の貿易手順の見込みなどを取調べるべきこと、

⑨歳遣船の存廃可否に対する見込みのこと、

⑩政府による対朝外交・貿易一元化が進むことにつれて予想される敵原藩の従来の利益の半減をおぎなうための「追々相当ノ御処分」の「見込、会計向」を篤と取調べ報告すべきこと、

⑪朝鮮では草梁項の外、日本人の内地旅行は認められていないようだが、もし宗家周旋により「首府迄往観ノ儀」がとこのうことになれば、往復して「風俗制度」など委細に認め通すべきこと、

というのである。

ここで注目すべきは、第一に、従来宗家により主導されてきた対朝外交・貿易の廃止可否の問題である。すなわち、①、②、③、④、⑤は基本的に敵原藩に対する不信・不満より発したもので、対朝外交・貿易問題における外務省の直接掌握を前提にした任務であると考えられる。第二に、清国と朝鮮の間の宗主権問題(③)と、ロシアの朝鮮進出に対する危機認識である(⑤)。特に、③は敵原藩による日朝交渉が長引いたすえ、ついに停頓に陥るや、その元々の原因の一つは、朝鮮が清国の意思に左右されることにあるとみなし、その宗主権にまつわる事実関係の把握の必要性より課されたものだと思う。この認識は、後で対朝鮮政策の重要な選択肢の一つになる。第三に、朝鮮の軍備・国情状況の問題(⑥、⑦、⑩)と、

皇使警護及び武力誇示のための軍艦が入港できる首都近辺の良港調査である④。要するに、すべては今まで敵原藩が上申・報告してきたものに対してその真偽を直接確かめようとする意思がある一方、他方、外務省による対朝外交・貿易一元化に伴い敵原藩の蒙る損失に対する補填も念頭に置いたうえ、さらに多様な調査項目でわかるように調査団帰国報告後、適当な時期に釜山を経由せずに直接武力を伴う「皇使」の派遣を企てようとする外務省の意図が窺える。なによりも、この時点でこんなに朝鮮を知りぬこうとする調査任務がはじめて課されたことに特に注目したい。それは、いうまでもなく明治八年の江華島事件・翌年の江華島条約（日朝修好条規）締結の前触れであったということも出来よう。

これに対し、太政官は一月一日に至り、外務省の原案通り「朝鮮へ被差遣候者心得方御達之案」を承認した。⑤

以上のような調査任務に加え、沢外務卿は佐田に、出張の理由に対し「去年太政官より対州藩の取次を以て、朝鮮国へ維新の報知書を贈つてある、其返詞を再三督促すれども、今以て何たる音信がない、方今朝鮮はどうゆふ様子であるか、其取調をして、返詞の催促をするのが主眼の用務である」と述べられたという。⑥ 要は、基礎調査任務の他に報知書契に対する返事の催促も任務の一つであったことに注目したい。

④ 機構の新設

以上見てきたように、佐田調査団が出発するぎりぎりの段階まで支給されるのに時間のかかった用意金の問題を除いて、調査団派遣のための人選、便宜手配、任務作業が順調に進んできた中で、外務省は一二月初旬頃（朔日より五日までの間）に、佐田調査団との出張事務連絡、担当（在東京）、他省・諸藩との協議連絡につき以下のような決定をした。⑦

- ① 七条史生へ、朝鮮行御用於東京取扱被仰渡候ニ付、左ノ通取極置候積
- ② 朝鮮関係ノ御用書物類へ、都テ引受進退可致事
- ③ 諸官省并諸藩、引合筋等、朝鮮関係ノ御用筋へ引受取扱可申事

④朝鮮国並対州へ出張中、往復御用状ノ儀、前同様取扱可申事、

但御用状ノ都度、御用先ノモノ心得ニ可相成事件并御布告、太政官日誌、省中官員ノ進退、及規制変革筋等、惣テ無洩可及
通達事

附、出張ノモノ宅状、往復ノ儀モ取扱候積、将御布告等、留守宅ノモノ不心得候ハテハ難相成事件ハ、其時々相達シ可申事

⑤朝鮮行留守中、官禄受取方トモ前同様取扱候積

巳(巳) 十二月

朝鮮行掛

つまり、①東京本省で佐田調査団の朝鮮出張事務を管掌する担当者に史生の七条長富を任命、その主な取扱任務としては、②朝鮮関係の御用書物類の引受処理、③諸官省及び諸藩に対する引合筋などの緊急連絡事項の引受取扱、④朝鮮及び対州出張中、往復御用状の取扱、⑤大蔵省よりの官禄受取方を取り扱うこと、が課されていることが読み取れる。

このように、外務省は佐田調査団の朝鮮派遣に当って、諸般業務の処理・連絡などのため、担当者を任命したり、担当機構を臨時的に新設運用(「朝鮮行掛」)したりするなどの特例的措置をとっていることに特に注目したい。こうしたところからも今度の調査団派遣にのぞむ外務省の意気込みがうかがえるのである。

(2) 佐田調査団派遣の経過と影響

ここでは、先述のように綿密な準備過程を終え、対州・朝鮮に向け出発した佐田調査団の途中経過、帰国後の報告、そしてそれがその後の対朝鮮政策・政局に与えた影響について具体的に検討することにした。

① 調査団の途中経過

一二月六日、東京を出発した佐田一行は、横浜で一泊した後、同月七日、米国汽船コストリカで横浜を出帆した。同日

外務省は、敵原藩に対し、佐田一行が「朝鮮国国情為探索」横浜を出発しており、同藩へ到着のうへは「万緒打合綿密窺探行届候」よう協力すべきことを通達した。^②新設されたばかりの朝鮮御用掛（「朝鮮行掛」から名称変更）は同月八日、佐田調査団の横浜出発と敵原藩への指示のあったことを省中に回達した。また外務省は神奈川・長崎両県に対し森山少禄への公信送達を依頼した。^③

二月一二日長崎に到着した佐田一行は、すでに二月初旬頃、命じられていた長崎浦上村耶蘇教事件の調査に着手、同月二〇日、その報告を行なっている。^④この時、佐田は病気で入院二旬に及んだこともあって、森山と斉藤の了解を得て、医者広津俊蔵（弘信）を同伴することにした。^⑤この広津俊蔵は、帰朝の後、外務省に正式に抜擢され、森山とともにその後の日朝外交交渉および対朝鮮政策立案に実務的に携わることになる中心人物（朝鮮通）であることに特に注目したい。

長崎で広津を加えた佐田一行は、明治三年正月二六日、島原藩の御用汽船温泉丸で長崎を出航したが、風波のため平戸で一泊した後、同月二八日対馬へ到着、さっそく外務省に到着報告を行なった。^⑥佐田一行は、藩知事宗重正と二回面会し、旧来のことから今日に至るまでの藩の来歴につき傾聴した。それから、暫く藩の地形、経済状況、歳遣船、歳賜米などにつき調査を行なった。やがて、和船虎屋丸に乗り込み、出帆の支度をしているところに、佐田一行に向けて弾丸一発が放たされた。幸いに佐田は無事だったが、そのため出発は遅延された。その間（鰐浦一時滞在中）、長州人栗屋多助というものが朝鮮から帰って潜伏中とのことを聞き出した佐田は、森山・斉藤をして会わせ朝鮮の事情を聞くようにとした。^⑦この栗屋多助というものは、明治二年六月木戸の大阪滞在の時に、木戸と朝鮮問題に関して度々意見を交わした後、吉松平四郎とともに朝鮮へ渡ってから帰国し、同三年三月二二日萩で、木戸にその報告を行なっている人物である。^⑧

さて、対馬滞在を終えて、二月九日敵原を出帆、同月二二日釜山草梁倭館に着いた佐田一行は、どういう行動を見せたのだろうか。

佐田・森山・斉藤は同月二五日、外務省に到着報告を行なうと同時に、さっそく番館守、樋口大修使、川本先問使より

明治元年以後の交渉経過を聴取し、課された任務——一条項の調査に着手した。それから、佐田・森山・斉藤は、倭館側の粘り強い斡旋で、外務省出仕の名義で（東京出発の際には対馬人を仮称してもよいと言われていた）非公式に朝鮮側の対日交渉担当者の安訓導・李別差と二回面談を成し遂げた。この場で、佐田が「日本近來蒸氣船六十二艘ヲ繋ギ、各国ヘ航海ス、時宜ニヨリ貴國ノ何港ヘ着シ、薪水等ヲ請求スルアラバ異義ナク之ヲ貽リ、且ツ上陸ヲ許スベシ、此義ハ断然通達切リニ致スナリ」と言うと、安訓導は「必ず政府ヘ達シ、諸方ノ港ヘ布告スベシト云、豊公征伐後ハ、日本漂流人ノ上陸ヲ禁ジ、其船ヨリ直ニ和館ヘ送り届ルヨシ」と答えたという。また佐田が日本の書契に返事しない理由を聞くと、安訓導らは「日本にハ三条公（三条実美——筆者注）と云ふ人が政を執つて居らるゝ様子、其人に御交り申したい」というくらいで、政府の交際を嫌う様子で政府の書契に返事するとの事を言わなかったという^④。要は非公式ではあるが、外務官員として初めて朝鮮側と面談に漕ぎ付けたことは注目に値する。

右のように「王政復古」の報知書契の返事を促したが、朝鮮側より明言を避けられた佐田らは、倭館側をして「朝鮮ヨリ書簡ヲ受込マザル所以ヲ同国官員ヘ其訳ヲ明瞭ニ書記」させた。その後、倭館側が強く迫ったところ、三月一日、東萊府使より一通と、訓導・別差二人より二通、都合三通を館守・大修使宛に送ってきた。佐田は、その書を受け取ると、薦田多記（副差使）をして帰朝せしめ、対馬を経由して外務省に報告させることに決めた後、残務を森山・斉藤に一任し、翌日一先ず薦田とともに対馬へ帰国した。佐田は森山・斉藤らの帰国を待ちながら、一篇の建白書を作成した後、同月下旬頃、共に長崎へ引返した。ところが、佐田は持病静養のため、長崎に暫く留まることにし、対州で作成した建白書を森山・斉藤に託して外務省に提出させた^⑤。

② 調査団の報告

さて、佐田調査団の途中経過はこうした過程を辿るが、はたして佐田らはどのような報告を行っていたのだろうか。

佐田・森山・齊藤は連署のうえ、四月九日以後、長文の調査報告書の「朝鮮国交際始末内探書」を外務省に提出した。^⑧その内容を簡略的に見てみよう。

- ① 慶長元和以来、朝鮮国より信使来日して「藩属ノ礼」を執ってきたかについて「此儀兩國同等ノ礼ヲ執ラス彼ノミ信使差越來候起原曖昧確証ヲ得ス」、宗家旧記の和順の復書によると「本朝ニ藩属ノ礼ヲ執ラサル事明ラカナリ」としている、
- ② 対州より朝鮮へ派遣する使者の礼典、朝鮮より対州へ派遣する使者の礼典については「幕府代替・宗家及び朝鮮国の吉凶の時、宗家より礼曹参判宛の書簡・お土産を用意、対馬藩の執政及び重臣の内を使者として派遣する、朝鮮よりは幕府代替の際には通信使を、その他の吉凶・宗家代替などには任官を派遣してくる、
- ③ 朝鮮より「勘合印」を受けるのは「入貢」を意味するのにかについて「これは朝鮮国制度上において「臣下」に等しいことのみならず歳賜米（朝鮮から宗氏代々々々米五拾石、大豆五拾石）の支給は、朝鮮国へ「臣礼」をとる証左である、
- ④ 清国と朝鮮間の宗主権と関連して、朝鮮の国政運営において独自の判断や決定権の所在について「内政百事独断の権はあり、外国に関連する事件に対しても自裁するようだが、手に余る事柄に対しては北京に告知し、特命を受けているのみならず清国の礼典に則って対馬よりの使者を取り扱っている、
- ⑤ 「皇使」を派遣する際、軍艦を首都近海へ廻すことに対する良港有無について「迅速な活動と効果的に朝鮮政府をせめるためには、（慶応二年朝・仏戦争の際に仏軍艦停泊前例もあり）首都近辺の江華島へ碇泊するのが一番であり、なお中間補給基地として対馬の芋ヶ崎が適当である、
- ⑥ 朝鮮、ロシアに保護依頼の可否と国境紛争有無について「朝鮮がロシアに保護を依頼したような気配はないが、朝・露間の国境紛争は今後起る可能性は十分予想される、
- ⑦ 朝鮮の海陸軍の武備・器械の精粗について「朝鮮の海陸軍防衛体制は「本朝ノ古流」に類したもので、武器の質は劣悪である、
- ⑧ 内政の治否、「草梁記聞」の通りかどうかについて「大院君及び文官百官、漸次暴政を極め、国民頗る怨嗟の情体にみえ、就中、賄賂・誹謗・一揆横行してあたかも国情紛乱のようである、

⑨日朝貿易と貨幣問題について『将来自由貿易を開くためには、日本においての各国貿易のように釜山の外に三港（江華、濟洲島、義州）・二都（京城、開城）の開港・開市と、日本貨幣の朝鮮への輸出が必須不可欠の条件である、これは朝鮮在留日本人の利益のみならず日本の貿易拡大（対清貿易の中継基地としての活用）のための近道である、

⑩歳遣船存廃問題について『朝鮮に対し藩臣の礼を取るに近いか、今より「朝廷御交際貿易御条約御取締」になる時には廃止するのが至当である、

⑪敵原藩の私交廃止による補填策について『歳遣船の廃止と政府による対朝外交・貿易一元化が進むにつれ、敵原藩の今までの既存の利益がなくなるのは必至である、突然廃止することになれば、端的に飢渴に陥り、今後「皇使」を派遣して私交の認例を正そうとする時点で、どのような挙動を起こすか計りかねない、したがって、「皇使」派遣に先立って引き続き財政補助策を立てなければならぬ、

その他に草梁倭館以外の日本人の朝鮮内地旅行不可、竹島松島朝鮮附属始末が述べられている。

このように、佐田らは敵原藩での情報収集、そして釜山現地での聞込・内探等の調査を通して得た結果を詳細に報告した訳であるが、その中で、特に注目を集めるのは以下のようなものである。第一に、対朝外交方針をめぐって敵原藩との食違いを曝け出したことである。即ち、敵原藩の周旋により通信使を招聘し、外務省において条理を尽くし厚く説明・説得したうえ、「皇使」を派遣すべきだとの敵原藩の対朝鮮外交方針に対して、朝鮮側の拒絶態度からみて、「信使」を促しても応じる筈もないのみならず藩知事宗重正が直接渡韓しても交渉妥結の見通しは見えてこない、したがって、順延したまま機会を失うよりは却って朝鮮側の決答、後日の必証として一応書面を取り、政府の見解を伺うほうが最もである、その点は倭館側にも伝えたところであり、東萊府使及び訓導・別差からの書面はほどなく敵原藩より外務省へ提出されるだろう（しかし、後述のように敵原藩からの提出は遅延になる）、といって、敵原藩の対朝鮮外交方針に冷たい姿勢を表したのである。第二に、外務省による対朝外交・貿易の一元化を円滑に推し進めるには、敵原藩に対する十分な財政補助が先決であ

ることを再確認したことである。第三に、朝鮮側の拒否姿勢の原因の一つには、少なくとも清国とまつわる宗主権の問題が現存するとみなしたことである。これは後で外務省の対朝鮮政策において選択肢の一つ（考慮事項）になったことはいうまでもない。第四に、武力による「皇使」派遣と万国公法による日朝和親・通商条規締結の長期的見通しの下に良港の選定、朝鮮国情・軍備の現状と、四港二都の開港・開市、日本貨幣の朝鮮内流通などが、清国への日本の貿易拡大のための中継基地としての利用側面から具体的に打ち出されたことである。これが、明治八年の江華島事件、翌年の江華島条約（日朝修好条規）締結の元になったことは疑いをはさむ余地もないと思う。そういった点で佐田調査団の調査報告は、明治政府の外務官員として初めて釜山現地に入り精密に調査し、おまけに朝鮮側の役人と初めて非公式接触したという意味合いにとどまるのではなく、後の対朝外交・貿易一元化及び朝鮮政策展開上において根幹をなし得た点で大きな歴史的意味があると思う。

他方四月一五日外務省は、佐田・森山・斉藤三人のそれぞれの建白書を太政官弁官へ提出した。^⑤三人とも、「王政復古」を報せる書契に対する朝鮮側の受理拒絶は「皇国」日本に対する侮辱として、速やかに武力をともなった「皇使」を派遣して、その「罪」を問うべきだと主張している。その中でも、特に佐田は欧米列強に先立って、「三十大隊」を兵力を派遣して朝鮮国土を蹂躪ないし国王を捕虜にして、朝鮮を蝦夷地、琉球、満清、呂宋と同様に「皇国ノ藩屏」にすべき、との最も強硬な主張を打ち出していた。

③ 調査団派遣の影響

佐田調査団が外務省に提出した報告書と建白書の大略は、こうした内容になっているが、これは対朝鮮政策の樹立と当時の政局にどのような影響を及ぼしていたのだろうか。

四月中帰朝した三人に対し、その功勞によるものか佐田は外務大録（閏一〇月外務奏任出仕）に、森山は外務権大録に、斉

藤は外務少録にそれぞれ昇進した。^② 外務省は、佐田調査団の提出した先述の建白書を「余り書生論ニ近候」としつつも、基本的に調査報告書と彼らの見込に基づいて「対鮮政策三箇条」の伺書を作成、太政官弁官へ提出した。^③ 伺書は、太政官へ伺う理由を表す序文と三つの見込案の本文からなっている。まず序文では、日本の「王政復古」を通告する書契に対し、「皇」・「勅」の字句など、これまで幕府文書（書契）に見えないことを理由に「喋々議論」を起し、三年立つた今になっても受理しないことは「不敬至極」のことである。これは国体を辱しめることで戦端を開くべき十分の理由だとして、その用意に踏み切るべきだと唱えるものもあるが、「未だ勅使を被差遣候と申訳にも無之」、従来宗家の私交に任せてきたこともあり、この点だけを挙げて戦端を開く訳にはいかない、即ち、朝鮮側の書契拒絶は無礼（侮辱）に値するが、現実上、開戦の大儀名分上としては足りない、という認識を示している。

一方本文では、①朝鮮からの書契拒絶を機に、「朝鮮（と）の交際を廃止し、対州の私交をも為相鎖、両国の間首問を絶し、倭館の人数為引払」して、国力充実するまでの間は捨て置くこと、②兼て（明治二年二月三日——筆者注）欽差の命を受けている木戸を正使に、蔵原藩知事を副使に任命し、その他外務省官員四五名に職務を分課し、官員・兵隊を肥前肥後両藩の堅牢の軍艦二艘に乗組のうえ、朝鮮に渡航させ、「御一新の報知擯斥の廉論破并開港開市、両国往来自由の条約を興候義、懸け合候様」皇使を派遣すべきであること、③朝鮮は支那に服従し、その正朔を受けていることに鑑みて、まず「皇使」を支那へ派遣して「通信条約」などの手順を整えた後、その帰途に朝鮮の王京に迫り「皇国、支那と比肩同等の格に相定り候上は、朝鮮は無論に一等を下し候礼典を用候て……万一猶不伏の筋も候は、和戦の論に及候とも、遠き清国と通信相整候上は、壬辰の役、明軍朝鮮を援候様の事」は容易に行なわれないだろう、というのである。要するに、①はいわゆる国交一時断絶案である。これは、朝鮮がロシアに傾斜することを「空手傍觀」してしまふ懸念のあることと、国交断絶により願い通り「宗家私交」は自然消滅の形になるが、その代わり対馬に対して莫大の財政補助が要望されることから、当時の財政事情上からも実現し難い選択であったと考えられる。②は、兼てから外務省の考えてきた対朝鮮政策

案であるが、この場合も凡そ拾万兩の費用がかかるうえ、「軍艦兵威」で朝鮮側に迫っても成功の成否は期し難いのみならず全面戦争への発展の可能性も排除しえない案であるとしている。これも、財政事情上、時期上、今すぐ実行に移し難い案で、外務省は暫く「皇使」派遣の準備過程の一環としての再探索と予備交渉のための外務省官員の朝鮮派遣、という政策を取るようになる。それに比べて③は、いわゆる「遠く和して近く攻める理」で、「支那通信」は「朝鮮交際」よりは急務とも言えないが、「朝鮮御懷撫の趣意」よりいへば最も急するべき手順であるとしている（但し③も朝鮮側の拒絶次第によっては武力行使が想定されていた）。

ここで注意すべきことは、繰り返す話だが基本的に佐田調査団の帰国報告書などに基づいて作成された、かかる対朝鮮外交の基本政策に関する三つの案を本省内部で誰が中心になって入案し、かつ本省ではどの案に傾いていたのか、という点である。推測するに、私はやはり外務省の首脳の寺島外務大輔が中心になって作成し、沢外務卿の内諾を得たもので、文脈からも分るように彼らは③案を重視していたと思われる。^⑩そうした外務省の意中を察して、後に太政官が③案を選択していく背後には、次の事情があったと考えられる。一つには、①案を選択した場合、欧米列強の朝鮮進出を傍観してしまう恐れがある一方、他方、逆に欧米列強からの詰問（日朝国交再調整問題の膠着状態に関して）により「皇国日本」の体面を損なう恐れの存在を懸念していたと見られること。二つには、②案の場合は、一応国内統一戦争が一段落付けられ、これから中央集権化を本格的に目指そうとする明治政府にとり対外戦争は避けるべきことを認識（逆にそれを利用して中央集権化を図ろうとする向きは残っていた）していたと思われること。つまり、両案とも莫大な財政支出を覚悟せねばならない事で、基盤の弱い当時の国内財政事情からみて時期上尚早の案であって、外務省首脳・太政官はそれを勘案したと思われる。そういう点で③案は、政府にとり第一に経済的な負担を少なくさせるし、なお以前から徐々に要請されてきた対清（修好通商）^⑪交渉を成し遂げるチャンスであるばかりでなく、それにより朝鮮を一等格下げさせることにより対朝鮮外交交渉を有利に進める一挙兩得の政策になるだろうと判断したに違いない。ちなみに、結果的に明治政府が③案を選んでいく形にな

るが、だからといって①案ないし②案が無用の長物になったわけではないことに注意しなければならない。三つの案は、少なくとも明治九年の江華島条約（日朝修好条規）締結までの日本の対朝鮮政策展開上において順序を逐って推進されていた点に特に注目したい。要は、佐田調査団の帰国報告から得られたデータがその土台を構築した点で大きな歴史的意味合いがあると思う。⁴²

さて、外務省は五月、朝鮮側から渡された書簡が厳原藩より到着次第、「天使降否」の方針を決定し、そのための再探索か予備交渉を目的にした略式使節団を派遣しようとしていた。⁴³しかし、四月中東京に到着した佐田は、同月中旬頃までには外務省へすでに提出されている筈の書類が未到着であることを知ると、五月一二日以前、佐田・森山・斉藤三人連署で、厳原藩の職務怠慢を厳しく批判する一書（省中伺）を本省に提出した。⁴⁴

朝鮮国東萊府使ヨリ厳原藩使へ宛候書簡及其外トモ枢要ノ書類、早々政府へ可為差出旨、同藩へ相達候ニ付テハ、拙者共同地出帆前夜ニモ、右手翰ヲ齎シ候モノ同地出浮イタシ候趣ニテ、拙者共ヨリ当地先着ノ儀ト相心得居候処、今日ニ至リイマタ京着不仕、最早四十日ノ光陰ヲ潰シ、此上遷延候テハ、実ニ政府へ対シ甚不相濟儀ト奉存候、且拙者共ヨリ相達候儀ヲ輕蔑イタシ相イツワリ候儀カ、急度其節ヲ正シ候テモ可然ト存候、付テハ右遷延ノ情状且為催促至急対州表へ官員一名御差下シ相成候様被遊度、無左テハ以来右交際御用多ニ相成候テモ、此陋習ニ慣レ大事ヲ引出可申哉ト、深々掛念候間、厳シク御促シ相成狡猾ノ胆ヲヒシキ候様イタシ度存候、併シ態々官員御差下シニモ不及儀ニモ候ハ、何卒同藩知事へ宛書付ヲ以厳敷御達相成候様、無之テハ拙者共ニ於テモ甚不安奉存候間、宜ク御衆評早々御決議可被下候以上

午五月

佐田白茅

森山 茂

斉藤 栄

ここでは佐田らが、厳原藩側の書類遅延に対し深い不信を表したうえ、きびしく追及する必要性を打ち出していること

が読み取れる。

これを受けた外務卿沢宣嘉、外務大輔寺島宗則、外務権少丞宮本小一は、敵原藩知事宛の「敵督ノ書付」を同藩の使者を通して送ることに決定した。^⑤ 外務省は、敵原藩知事に対し、朝鮮側からの書類「去ル四月中旬迄ニは、其藩ヨリ当省へ差出可申旨、当省官員佐田白茅兩人、其藩出張中固ク及約言候由ノ処、其書類今以相廻不申条、如何ノ儀ニ候」と敵しく正したうえ、「朝鮮交際ニ付テハ、至急御僉議ノ筋」もあり、「万一於其藩留置候様ノ儀有之候テハ、自然機会ヲ失ヒ国家ノ榮辱ニモ致關係候間、早々可差贈候」と、至急送達命令を達した。^⑥ この命令を受けた敵原藩公用人小田忠三郎は五月一二日、外務省に対し、「藩邸詰合ノ内、忝人急ニ蒸氣飛脚船ヨリ長崎表便宜次第差立、急便ノ道取計可申……来月五日頃迄往返可仕」と、回答した。^⑦ やがて敵原藩使者沢田半二は六月一日東京に着いた後、翌日の二日、外務省を訪れ、森山権大録に朝鮮側の書類と宗知藩事の口述書（四月四日付）を提出した。敵原藩公用人小田忠三郎も同日、朝鮮書類送達の遅延につき弁明書（「単簡延着之届書」）を外務省へ提出した。^⑧

外務省は同日、敵原藩側より朝鮮書類と弁明書を受け取ると、太政官弁官へ次のような上申書を提出した。^⑨ すなわち、「朝鮮国東萊府使及訓導別差ト申者ヨリ差出シ居候難間ノ単簡三通」は、「迅速敵原藩ヨリ別使ヲ以差出シ可申旨、去ル三月下旬、同所出張ノ者共（佐田——筆者注）ヨリ固ク及約定置候ヨシ」のところ、「元来至急御用辺トハ篤ト乍存、遷延日ヲ重ネ候ニ付、甚以不相濟儀」と判断、同藩公用人を呼び出し、再三再四懇切に説諭・催促したが何分因循の答えのみで、しかし「荏苒掩延」になれば「大機會」を失いかねないので、同藩知事宛の達書を下した結果、ようやく敵原藩より単簡三通と知藩事の口述書を届け出されることになったと、その間の外務省の対応ぶりを説明した。それから、「是ニテハ既已ニ六十余ノ日数何等ノ為ニ途中遷延致居候哉ノ旨、段々督問ニ及ヒ候処、別紙届書ノ通り病痾ニ托シ有之候得共、甚以不明曖昧ノ儀耳有之」と、敵原藩の対応につき深い不信の念を表した。そのうえ、「朝鮮御用ノ儀」は「国家ノ榮辱」に関わることで「至大ノ事務、輕易等閑スヘカラサルハ不待論儀」ことなのに「事ヲ左右ニヨセ是ク疎漏ノ取扱振ハ全ク

大事ヲ大事トセス、判然 政府ヲ蔑視セル姿」にも当り、よつて實にその罪を厳しく問わなければならない、と打ち出している。要するに、ここで外務省の敵原藩に対する不信感は極度に達し、その結果太政官に「順延疎忽ノ罪」を求めることになったわけである。

こうした外務省の上申に対し、太政官から敵原藩側に何らかの譴斥があったためか、敵原藩公用人小田忠三郎は同月三日、外務省に「公用人演舌振不束ニ付断書」を提出した。^⑤ その中で、特に注目を集めるのは、次のようなことを打ち明けたことである。すなわち、敵原藩の対政府交渉担当者の大島が九州の支配地田代に滞在した関係で、朝鮮から帰藩した薦田多記(副差使)が宗藩知事の命令で大島に報告・協議しに行き、そこで大島と共に木戸孝允(脱隊騒動を処理するため帰郷中)に打ち合せ、朝鮮問題について指揮を仰いだ点につき「支配地田代ヨリ木戸從三位殿へ打合ニ及候趣ニ申達、畢竟弁解方不束ヨリ段々御手入」と謝罪したことである。続いて敵原藩知事は六月一五日、村誠一郎を通して朝鮮の「書面差上方遅延ノ儀」につき、「段々御手数数ヲ掛、御不都合ノ趣不堪恐懼奉存候何分宜御聴容被下度」と、正式にお詫びの一札(五月晦日付)を外務省に差し出した。^⑥ よつて、朝鮮書類留置一件は表向きでは一段落した形をとることになった。しかし、まず対朝外交・貿易の一元化を推し進めようとする明治政府(外務省)に対して、極度の不安を感じ取っていた敵原藩側が、幕末期より敵原藩について一定の理解ないし協力を惜しまなかった木戸に、明治元年早々より引き続き緊密な協調関係を保ちながら、彼を十分利用して敵原藩の思惑通りの対朝鮮政策を展開しようとしたことが、この一件を通して改めて浮き彫りになったことは特に注目すべきことだと思う。要するに、この朝鮮書類留置一件は、対朝外交・貿易関係の主導権をめぐる外務省と敵原藩の間の初期の確執の申し子であったといえよう。

対朝外交・貿易方針の主導権をめぐる外務省と敵原藩との確執がますます熾烈化しつつある中で、敵原藩の大島は、三月二一日、木戸に会うため萩に入り、同月二三・二四日、木戸に敵・朝交渉の経過を説明し今後の朝鮮対策を協議したすえ、まず清国との通交条規締結交渉の推移を見届けた後に朝鮮交渉妥結に移行するとの対朝鮮外交戦略の認識に一致し、^⑦

その方向へ向けて木戸は六月二日、東京入りして、同月一〇日、参議に就任した。こうした過程に基づいて大島は四月、外務省の対朝鮮外交方針が正式に決まらないうちに（佐田調査団の帰国報告と朝鮮からの書類が到着すれば何らかの政府決定が出されるだろう、と見越していた）、先手を打ち、対馬へ帰藩中だった浦瀬最助（倭館付通詞）に、先大修使書契の改撰と後政府等対論などを骨子とする八大事項の任務を課して、彼を再び渡韓させ敵・朝交渉の打開を計ろうとした。^⑤要するに、これは外務省の正式命令系統を踏まないままでの敵原藩によるひとり歩きの行動であったのである。その背後には、佐田調査団の朝鮮派遣から始まった外務省による対朝外交・貿易一元化への動き出しに対する警戒と不信、他方、同調査団の帰国報告・朝鮮書類提出によってもっと明かまになる筈である行き詰まり状態の敵・朝交渉に対する政府からの譴責を恐れ、何らかの形にでも手を打たねばならない切羽詰まった状況があったと思われる。ちなみに、敵原藩の対朝鮮外交打開策への転換の端緒は、既述のように明治二年三月三日敵・朝交渉中大修使書契の改撰の用意を示唆していたことと、同年六月大島の帰国報告書中から探しだすことができる。

一方、先述のように四月から六月にかけて朝鮮書類留置一件をめぐる外務省と敵原藩との確執が表面上一段落した後、佐田・森山・斉藤は六月中、外務省へ建白書を提出、天津事件の隙間を利用しての武力「皇使」朝鮮派遣論を再び打ち出した。太政官は六月二十九日、天津事件を理由に清国行をためらう木戸の代わりに柳原前光（外務権大丞）を正使とし、予備交渉を目的とする小使節団の清国への渡航を命じた。^⑥外務省は七月三日・二十五日、二度にわたって皇使派遣の準備のため外務官員を再渡韓されたい旨の上申書を太政官弁官へ提出、その許可を得、九月一八日に至り、吉岡弘毅（外務権少丞）、森山茂、広津弘信等を朝鮮へ派遣することに決定した。^⑦

他方中央政局では、佐田調査団の帰国報告を機に、朝鮮問題について活発な論議が交わされた。就中、木戸（参議）は六月二六日、「皇使」派遣を骨子とする対朝鮮意見書を三条実美（太政大臣）に提出し、^⑧また七月に至っては、清国行を間近にしていた柳原が岩倉具視（大納言）に「朝鮮論稿」を提出、対朝鮮政策論を展開したりもした。その他に注目を集めるの

は同月、北山藤三郎（松代藩士）というものが「朝鮮国の答書」を衆議院へ提出、衆議院から外務省に「朝鮮国の答書」の真偽確認を求めたりもした。また九月に至っては、既述の栗屋多助（山口藩士）が、日朝外交・貿易関係を述べた「探索見込覚」を外務省に提出したこともあった。^⑬

以上見てきたように、佐田調査団の復命は、外務省と敵原藩の対立の次元を離れ朝野に朝鮮問題（征韓論）に対する注目度を増加させるほど、その波及効果は大きかったし、以後の対朝鮮政策の樹立とその展開に重要な役割を果たしたといえよう。言い換えれば、以後の明治政府の朝鮮政策は「対朝鮮政策三箇条」に則り順序を逐って展開されていたのである。

- ① 『始末』一、『外交』二の五二二。
- ② 『事務』三、『外交』二の五二二。
- ③ 『事務』三、『始末』一、『外交』二の五三九、『始末』一、『外交』二の五四三。
- ④ はじめに注①田保橋著書、一九七頁。
- ⑤ 『事務』三。
- ⑥ 同右。
- ⑦ 同右。二月一日、静岡藩が朝鮮関係書牘を外務省に提出した時には、すでに佐田調査団は東京を出発（二月六日）していた。
- ⑧ 『事務』四。
- ⑨ 「征韓論の旧夢談」、三九頁によると、貿易の取調もあるから一人の商人を同行させる積りだったが、それは取り止めにして、その代わり商業に造詣がある齊藤榮を同伴することになったという。
- ⑩ 『事務』三。
- ⑪ 同右。
- ⑫ 同右。
- ⑬ 同右、『外交』二の六二〇。
- ⑭ 『事務』三。

- ⑮ 同右。
- ⑯ 同右。
- ⑰ 同右。
- ⑱ 同右。
- ⑲ 同右。
- ⑳ 同右。
- ㉑ 同右。
- ㉒ 同右。『渡韓』、『外交』二の五七四にも載せているが、『事務』とは少々字句上の差がある。今までの史料の重要性については誰も注目してこなかった。
- ㉓ 『渡韓』、『外交』二の五七四注。
- ㉔ 前掲注⑩、三九頁。
- ㉕ 『事務』三。朝鮮事務掛に関して『外交』四の一七六注では「朝鮮事務ハ外務省中ノ朝鮮事務掛ヲ指スモノト認メラルルモ右掛ハ「外務省沿革類從」竝ニ記録中ノ明治四年八月制定ト考ヘラルル「諸事事務章程」ニ何等規定ナキヲ以テ今後斯ル場合ニ於テハ見出ニ準ニ外務省ト記載」すると記されている。しかし何時、何の目的で設置され、どのような名称変化を経てきた機構かについては全く触れていない。朝

鮮行掛は時期により名称が変化（朝鮮行掛→朝鮮御用掛→朝鮮事務掛（課）→韓国往復掛）していくし、なお人事の入れ替えも行なわれている。

要は、明治初年における明治政府（外務省）からの一連の朝鮮派遣団（佐田調査団・吉岡使節団など）との業務連絡及び外務省内部での朝鮮政策立案作成に重要な役割を果たしたと思われる。

②⑥ 同右、『外交』二の六三四。

②⑦ 『事務』三。

②⑧ 同右、『外交』二の六二九・六六八。

②⑨ 前掲注⑨と同じ。

③① 『事務』四、『外交』三の八四。

③② 前掲注⑨、四一～四三頁。

③③ 妻木忠太『松菊木戸公伝』下、一二八九頁（明治書院、一九二七年）。

③④ 『事務』四、『外交』三の八五。

③⑤ 佐田白茅『朝鮮聞見録』上、四～五頁（玉山堂発売、一八七五年）。

③⑥ 「佐田白茅君朝鮮国交際事件実歴附二十四話」、九～一〇頁（『史談会速記録』合本二四、原書房、一九七三年復刻）。前掲注⑨、四三頁。

③⑦ 同右、五～七頁。同右、一〇～一二頁。前掲注⑨、四六頁。

③⑧ 『事務』四、『外交』三の八七。

③⑨ 『事務』四、『渡韓』、『外交』三の八八附原書一・二・三。

④① 三上昭美「（史料紹介）明治四年外務省職員履歴書（一）」（中央大学文学部『紀要』一五〇号、一九九三年）、一一八・一三七頁。

④② 『渡韓』、『外交』三の八九。

④③ 外務省の首脳部である沢外務卿と寺島外務大輔は、対清外交・対朝外交に關して次の関わりを有していた。つまり、明治元年正月二五日九州鎮撫總督兼外国事務總督長崎裁判所初代總督に任じられた沢宣嘉（明治元年閏四月二二日長崎府知事、明治二年六月二六日外国官知事、

七月八日外務卿に転任される）は、明治元年閏四月、清国上海道台応宝時へ書簡を送り、政權交替と国交樹立の意思（欽承皇室之德意將欲以修藩隣之好）を示した。こうした上海道台応宝時とのやりとりは長崎府（明治元年五月四日長崎裁判所から改称）より外国官へ報告された（『徐越庭一日清修好条規』の成立（一）、一七四～一七七頁（『大阪市立大学法学雑誌』四〇―二、一九九四年）。沢・寺島の官職叙免の履歴は、三上前掲注⑨論文参照。

当時外国官副知事であった寺島宗則は明治二年七月四日、外国官知事沢宣嘉に以下のような何書を提出した（『外交』二の三三五）。

皇國中國之貿易逐年盛ニ相成候得共、總て彼より來而已ニて我より出て貿易するもの無之、仮令上海邊迄出でんと欲する者有之候とも、条約なき之國にては住むべき之法なく且訴ふべきの官無之候ニ付、先其方向を定不申候ては、我民海外ニ出て安んじて貿易難致候、支那ニて各國ニ開候処數十港有之候得共、先上海と天津とを以足可申、上海は我ニ接近之港、天津は北京ニ近き港ニて、事ある時は此（北）京ニ至ル之便ニ相成申候、今我一賈ニても上海ニ開店する者有之候ハ、其商ニ大利無之候とも我ニ在る外商恣ニ利を貪り難く候、右ニ付清政府江条約を結候事は西洋諸國江使節被遣候時を好機會と奉存候、併突然使節遣し候例は不承、率英旧公使ア（オ）ールコック北京ニ在住いたし候ニ付、当方之英公使ニ御依頼相成、北京之英公使ア（オ）ールコック江托、清政府江条約取結之為近日日本使節差越候旨申入、答言を開候上我船ニて天津ニ至り其より北京ニ赴き条約御取結相成、兼て朝鮮之事も御約束有之可然義ニ候……（以下略）……

見られるように、寺島は対清貿易の拡大のためには清國との国交樹立が不可避であると認識し、旧駐日英公使で當時は駐清英公使だったオールコックの斡旋を通しての日清条約締結を試み、おまけに膠着状

態の対朝交渉の打開の糸口を模索しようとしたことが読み取れる。これは、太政官より木戸への欽差大臣への内命が決定する五ヶ月前の事で、対清外交・対朝外交への取組の姿勢が逆転されていたことがわかる。要は、沢・寺島といった、外務省首脳部が対清外交・対朝外交を関連づけさせていたことに注目したい。こういう経緯から考えれば、明治三年四月段階での「対鮮政策三箇条」のなかで、外務省首脳部が第三案の方向を採択していくことは自然だろう。ちなみに、通説では第三案の採択可否を、政府内部の対立、つまり大久保派と木戸派との権力闘争の延長線上の一部として見做されている（毛利敏彦『明治六年政変の研究』二二二～二三三頁、有斐閣、一九七八年）。

④ 前掲注④徐論文参照。

④② 田保橋氏は佐田調査団朝鮮派遣の全過程につき具体的な考察もしないで、「佐田白茅等の渡韓視察は、具体的に何等の効果を挙げなかった」と、佐田調査団朝鮮派遣の有する歴史的意味合いを過小評価している（はじめに注①田保橋著書、二二九頁）。

④③ 『事務』四。

④④ 同右。

④⑤ 同右。

④⑥ 同右、『外交』三の八六附属書。

④⑦ 『事務』四。

おわりに

以上、版籍奉還期の日本・対馬・朝鮮関係（三者間の認識と対応）を視野に入れながら、外務省（佐田）調査団朝鮮派遣を中心に具体的に検討してきた。それを要約すれば以下のようなものである。

④⑧ 前掲注④と同じ。

④⑨ 同右。

④⑩ 同右。

④⑪ 『事務』四。

④⑫ 『木戸孝九日記』一、三三六頁（東京大学出版会、一九六七年復刻）。

④⑬ 『事務』五、『外交』三の九五附記。

④⑭ 『事務』四、『外交』三の九一。

④⑮ 『外交』三の一一二。

④⑯ 『事務』五、『外交』三の九二・九三・九六附記。ちなみに、蔽原藩の対朝鮮外交交渉戦略の転換（先大修使書契改撰、後政府等対論）と吉岡使節団の全貌については、別稿「明治三年における吉岡使節団の朝鮮派遣と第一次宗重正起用渡韓運動」（近々発表予定）で明らかにする。

④⑰ 『事務』四、『外交』三の九〇。

④⑱ 『事務』四、『外交』三の九四。

④⑲ 『事務』四。朝鮮国の答書一件は、外務省によって「偽文」として否定される形になったが、当時佐田一行の復命以降、朝野において朝鮮問題が如何にも盛んに論議されていたかを示す事件といってもいい。

④⑳ 『事務』五。その外に「朝鮮交際一新概略」も提出している。

版籍奉還前後、対馬藩による対朝鮮交渉が足踏みの状態におちいった頃、外務省では、正式の政府使節（皇使）を派遣するまでは、当分の間、「宗家私交」体制を維持、外務省はその監督にあたるとの内部方針を固め、その用意の一環として調査団派遣計画を練っていた。すなわち、尊攘の色彩の濃い佐田らを人選すると同時に文献蒐集、便宜手配、用意金、十一ヶ条の任務条項、書契返書要求、そして諸般業務の処理と連絡のための担当機構の新設（「朝鮮行掛」）後に名称変更される）、担当者の任命（七条長寛）など、周到綿密な計画と相当細心の注意を払っていた。

明治二年二月七日、横浜を出発した佐田調査団は、長崎、厳原をへて同三年二月二二日、釜山へ到着した。到着後、佐田らはさっそく倭館側の協力を得、調査任務に着手すると同時に外務省官員の資格で非公式に朝鮮側と二回接触した。佐田・森山・斉藤は朝鮮側に書契の返事を督促したが、これという明言を得ることはできなかった。それで、朝鮮側に書契を受理しない理由を書いてもらい、外務省に即時提出するよう倭館側に指示した後、帰国の途につき、四月九日以後に三人連署の調査報告書（「朝鮮国交際始末内探書」とそれぞれの建白書を提出した。外務省は、それに基づいた伺書、つまり明治九年の江華島条約締結（日朝修好条規）までの日本の対朝鮮政策を規定付けるに値すべき「対朝鮮政策三箇条」を太政官へ提出した。

一方、外務省に到着しているはずの朝鮮側の渡した書簡が未到着であることを知った佐田らは、厳原藩の職務怠慢を厳しく批判すると同時に深い不信の念を強めた。いわば朝鮮書類留置一件は、結局厳原藩側の謝罪で表向きには一段落する形になったが、対朝外交・貿易一元化を徐々に進めようとする外務省に対抗しようとする厳原藩側の木戸頼りが、この一件を通して改めて浮き彫りになった。他方では、佐田調査団の帰国報告後、朝野では外務省と厳原藩を問わず朝鮮問題に対する関心（征韓論）が高まっていた。そうした意味合いで外務省調査団の朝鮮派遣とその復命は、以後の外務省の朝鮮政策の樹立と当時の政局に与えた影響はすこぶる大きかったと思う。

以上、版籍奉還期の日本・対馬・朝鮮関係と佐田調査団朝鮮派遣を通してみた朝鮮政策は、次のような歴史的意義を持

っていると思われる。第一は、明治政府（外務省・敵原藩（倭館）・朝鮮政府（東萊府）三者はお互いに深い不信と対立・矛盾を抱いていたこと、第二は、第一に関連してのもので、朝鮮の敵原藩・日本政府に対する不信ないし敵原藩・明治政府の朝鮮に対する不信は、基本的には朝鮮側の「二元外交」の固守と日本側の「一元外交」の推進という、外交名分上の根本的な対立から出発していたこと、第三は、幕末期、対朝外交・貿易改革の面で中央政權（幕府）と共通認識を共有しながらも表面化しなかった争点（対立・矛盾）が、ここにきて顕在化された点である。つまり敵原藩と外務省は、全体的に二段階朝鮮交渉戦略論、即ち説得・探索による交渉という第一段階、朝鮮側の交渉拒否による武力皇使派遣という第二段階戦術論を共に共有しながらも、第一段階においての対朝鮮外交をだれが主導権を握って推進すべきかという、換言すれば、対朝外交・貿易の主導権をめぐる対立をあらわに見せはじめたこと、第四は、佐田調査団の帰国報告などに基づいて立案された対朝鮮外交の基本政策に関する三つの案は、少なくとも明治九年の江華島条約（日朝修好条規）締結までの明治政府の対朝鮮政策展開上において、その土台になると同時に順序を逐って推進されていった点に特に注目したい。

The Significance of the Han Recommendation System

by

SATO Tatsuro

Although the Han Recommendation System has attracted much attention, it has not been contextualized in the broad scheme of promotion for Han officials. The author intends to base his analysis upon Han-era wooden documents, in order to provide a comprehensive overview of the Han dynasty process of promotion. Although Professor Oba has asserted that most officials were promoted solely seniority, literary sources indicate that officials were recommended according to several criteria. Documents relating to frontier officials also reveal that promotion was primarily based upon recommendation and that seniority was merely one element in determining whether a candidate was worthy of advancement. By comparing the system in which military officials were promoted to the system of official promotion mentioned in literary sources, the fundamental similarity of both processes becomes evident. Thus, it seems likely that most Han officials were promoted according to recommendations.

The Meiji Government's 1869 Mission to Korea

by

SHIM-Gi-Jae

In order to comprehend the basis of Meiji foreign policy regarding Korea, one must first analyze the shift in relations which coincided with the collapse of the Edo bakufu and rise of the Meiji government. This paper then examines how Korea, the Meiji government (foreign affairs ministry) and Tsushima recognized and interacted with each other. Thereupon, analysis shifts to the nature of the Sata Commission, which

attempted to unify diplomacy and trade with Korea, and its impact upon the Meiji state's subsequent Korean policy.

On the *Yushi Tai* 御史台 in the *Wuzhou* 武周 Era

by

HU Baohua

Previous studies of the *Wuzhou* revolution have concentrated almost exclusively on the social, regional, and class composition of the *Wuzhou* regime. However, the specific issues of the nature of the changes that occurred in the central bureaucratic apparatus and the role of the bureaucratic apparatus during the *Wuzhou* revolution have not yet been examined in detail. This study will pay special attention to the variations in the *Yushi Tai* during the birth of the *Wuzhou* regime, particularly, the appointment of *Yushi* 御史, changes in the promotion system, and the establishment of the *Zuo-you Suzheng Tai* 左右肅正台, the composition of the *Yushi*, and the relationship between the *Kuli* 酷吏 and the *Yushi Tai*. Through these analyses the character of the *Yushi Tai* during the *Wuzhou* era and the nature of the *Wuzhou* regime will be further clarified.